

宇都宮市立河内中学校 いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和7年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの生徒にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、生徒がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

平成29年10月には、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂。

本校においてもいじめの未然防止に向けた取組やいじめ対策を更に強化・推進すべく、本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、生徒の自主的な活動を支援します。
- 市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体をとおして、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどし

て、いじめが起これにくい学校づくりに取り組む。

- ・ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図り、徹底して守り抜く。
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った生徒に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめの防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお学校長は必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあ

たる。

①いじめ等対策委員会

いじめ防止対策推進法に則り、いじめの未然防止や早期発見等いじめの防止等に係る措置を実効的に行うため、いじめ等対策委員会を置く。

〔構成員〕

管理職，生徒指導主事，教務主任，スクールカウンセラー（地域学校園ＳＣ）
その他，事案に応じて関係生徒の学年主任，学級担任等を加える。

〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善に関すること
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェックに関すること
- ・いじめの事実確認及びいじめ認知の判断に関すること
- ・いじめ被害者への支援と加害者への継続的な指導に関すること
- ・必要に応じて関係機関との連携を図ること
- ・事例に即した適切な支援・指導のあり方を検討すること
- ・保護者への支援体制に関すること

など

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

（２）いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。また，各種年間指導計画の作成にあたっては，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく，全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり，認知したいじめについては，いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら，いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを，学校のホームページや各種たよりで公開したり，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等の場で取組を紹介したりするなど，様々な機会を捉えて，積極的に周知する。

①いじめの防止等

「いじめはどの生徒にも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施
- ・ 小中（地域学校園）による情報交換会の実施（強化連絡会）
（すこやか河内学校園研修会において 6 月，9 月，12 月に実施）
- ・ 中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（3 月）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

（生徒会によるいじめゼロに向けた自主的な取組の実施）

- ・ いじめゼロスローガンの掲示（各教室・生徒昇降口に 5 月，9 月）
- ・ いじめゼロ集会の実施（5 月，9 月）

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ いじめ防止を題材とした道徳授業の実施
- ・ 小・中学校における同一テーマによる道徳授業の実施

エ 生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 言葉によるいじめが多く見られ，未然防止を図る必要があることから，道徳科の授業や学級活動などにおいて，生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え，いじめに正面から向き合うことができるような，議論などを行う機会や場の設定
- ・ 人権についての意識を高める授業の展開

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど，「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver. 2」に基づく取組の積極的な推進
- ・ ネットトラブル，ネットいじめ等を題材とした授業の実施
- ・ 携帯電話・スマートフォン等の危険を認識させるための集会，授業の実施

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ いじめゼロに関するアンケート（いやな思いアンケート）調査の実施
(5 月，9 月，11 月，1 月)

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ，生徒個々の特性が関係するいじめ，東日本大震災被災生徒に対するいじめを防止するための，教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と，生徒への正しい理解促進のための指導

〇いじめの防止等のための河内中学校の取組

ア 日頃から，「いじめは絶対に許されない」という認識をすべての教職員がもつ。いじめを発見したら徹底していじめられている側に立ち，その生徒を必ず守り抜くというふだんから毅然とした姿勢を示す。

イ 生徒の悩みや不安などを親身になって受け止め、生徒・保護者との強い信頼関係を築く。
ウ 誰が誰に対してどのようないじめを行っていたのかを可能な限り、正確に事実を記録しておく必要がある。特に、いじめを受けている生徒はもちろんのこと、傍観者の生徒からの正確な情報が必要である。

エ 日ごろの教育活動全般をとおして、豊かな心の育成及びいじめを許さない集団づくりに努める。実態調査、教育相談、家庭訪問等をとおして、いじめの実態把握に努める。

オ 教師は、自分だけで対応するのではなく、学年・学校全体の問題として一致協力体制のもとに、保護者との話し合いや外部の専門機関との連携を図ること。

また、いじめに対する学校や学級の考え方や取組について、積極的に発信し、家庭や地域の理解と協力を得るように努める。

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・ 学校だより等でのスクールカウンセラー、校内教育支援センター支援員、相談室の周知
- ・ 外部機関（市教育センター、河内教育事務所等）の周知
- ・ 各種テレホンダイヤル等の周知

イ 宮っ子ダイアリーの活用

- ・ 学級担任における生徒とのコメントのやりとりによる実態把握

ウ 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ いじめ・悩み相談アンケート（いやな思いアンケート）の実施
(5月, 9月, 11月, 1月)
- ・ 教育相談の実施（4月, 10月, 1月）

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりするなど、ネットいじめの早期発見
- ・ 家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発
- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、すべてのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの生徒への指導

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ いじめの背景は生徒の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用、校内研修を実施

※河内中研修資料、いじめに関する校内研修マニュアル、本資料 参照

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や生徒からのいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断。
- ・ 認知したいじめについての、加害・被害両生徒の保護者との連絡と、今後の対応や方向性についての連携。

〇いじめ早期発見のための河内中学校の取組

いじめられている子を見つけるポイント ⇒ 全職員でいじめを見抜く（情報交換・共有）

ア 授業に対し意欲をなくしたり、集中力をなくしたり、表情に乏しく、生気がなく、無口になったりしている。

イ 休み時間や放課後、集団から外れて孤立している様子が目につく。

ウ 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が増える。また、一人遅れて教室に入ってくる。

エ 用事もないのに職員室や教師の近くをうろうろしたり、保健室によく出入りしたりする。

特に、頭痛や腹痛を訴える生徒には、その背景をさぐる必要がある。

オ 服装に不自然な乱れがあったり、手足や顔などに理由のはっきりしない傷や鼻血のあとが見られたりする。明らかに嘘と思われる応答をするときは保護者にも事実を連絡し、本音で会話ができるよう心がける。

カ 教師を避けるようになる。

キ 役割分担などを学級で指名されたり、正しい意見を述べても野次がとんだり、異様な雰囲気になる。特定の生徒に嘲笑があったり、遊び半分で名前が挙がったりしたときは、以後細心の観察が必要である。

ク カバンや上履きなどが隠されたり、いす・机が汚されたりする。学級担任はもちろんのこと学年全体でこの生徒に注目し、細かい観察を意図的にする必要がある。

ケ 運動や遊びのとき、いつも苦しい立場に立たされる。

コ 部活動で、いつも嫌な分担を任される。顧問と学級担任が連絡を取り合い、早期対応に努める必要がある。

サ 放課後、逃げるように下校する。

シ 人格を無視するようなあだ名がつけられる。

ス 委員長や係活動、部活動を突然やめたいと言う。

セ 持ち物や教科書、ノートにいたずら書きが見られたり、所持品の紛失が頻繁になったりする。

いじめている子を見つけるポイント

ア まじめな言動を行う生徒を冷やかしたり、野次をとばしたりする。

イ 粗野な言動が目立ち、すぐに腹を立てたり、いらいらしたりする様子が見られる。

ウ 力や勢力があり、何人かを常に従えている。グループ化している生徒には特別注目して見る必要がある。休み時間など、こうしたグループについては、他の教師と連携してその動きを確認し、問題行動を未然に防ぐことが大切である。

エ 教師に対して野次をとばす。毅然とした態度で指導にあたる。

オ 特定の子を笑い者にしてからかったり、苦しい立場に立たせたりして遊ぶ。

カ 特定の子を呼び出したり、何かを言いつけたりする。

いじめ早期発見の方法例

ア 行動観察法…教師自身の感受性と努力で生徒の日常行動を観察し、生徒の微妙な変化や
SOSのサインを感じ取る。

イ 調査法 …いやな思いアンケート等を定期的の実施し、実態の把握に努める。

ウ 読み取り法…宮っ子ダイアリー、人権教育を扱った作文等の記述の内容から発見する。

道徳の授業：「生命の尊重」「思いやり」「友情・信頼」

エ 会話法 …日常の何げない会話をとおして感じ取る。教師の方から話しかけ、生徒の話をよく聞く。

オ 情報 …家庭からの連絡、他の教師や生徒から、また地域の情報から発見する。

③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、徹底して守り抜くとともに、加害生徒に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係生徒から事情を聴くなどして、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた生徒・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた生徒の安全確保、いじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者

への継続的な指導・助言等を行う。

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態であること。

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめ解決に向けた、いじめ等対策委員会における取組においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、生徒への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携して進める。

オ いじめの解決に向けた保護者との連携、また、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携を図る。

〇いじめが発生した場合の河内中学校の取組

事実関係の把握

いじめを発見した場合、いじめている中心人物・観衆（同調者）・傍観者のそれぞれを明確にし、生徒集団内の人間関係を把握して、いじめの全体構造をつかむ。その際、一方が善で、他方が悪であるとする二者択一的な、あるいは批判や評価、安易な励ましを避け、早急な判断からの決めつけは行わない。被害者と加害者の双方の言い分や事実のくい違いなどを明確にしていくように努める。

いじめている子への指導

いじめを行うに至った生徒の問題行動の状況の要因・背景を把握するとともに、その克服のために協力・援助し、その生徒の思いやりの心を引き出すようにする。

いじめられている子への指導

日頃から生徒の様子に敏感であることが大切である。いじめられている側にも問題があるという見方をしないで、いじめられていることの悲しさ・辛さ・惨めさ・悔しさ等を共感できるようにする。仕返しされることへの不安が残らないように、毅然とした姿勢で、最後まで守ってくれるということを、生徒に伝わるような教師の姿勢が不可欠である。また、まわりの生徒への指導はきわめて重要であり、いじめを絶対に許さない価値観が学級に確立していくことが大切である。

当事者の保護者への対応

生徒同士で解決させてよいこと、保護者も交える必要があることなどを判断した上で指導にあたることが大切である。保護者との連携・協力は不可欠であるが、保護者の無理解や、自分の子どもだけのことを考えようとする傾向が障害になる一方、教師側の接触の仕方の不適切さによって、十分成果が上がらない場合もあるので留意する。

緊急時の対応

ア 学級担任だけでは十分に対処できない場合

時間を置かず、校長に報告して指示を仰ぎ、いじめ等対策委員会を実施するなど、組織的に対応する。また、学級担任が対処して十分な解決（後に全く問題が残らない）を得た場合でも、いじめとして判断できるものは報告し、保護者への連絡も行う。

イ 学校だけで十分に対処できない場合

時間を置かず、教育委員会へ連絡し、指示を仰ぐ。また、被害者・加害者の保護者に対し、十分な事情説明と指導助言に万全を期す。必要に応じて教育委員会に文書報告を行う。

ウ いじめが傷害事件になった場合

時間を置かず、学校長の判断によって教育委員会へ事故報告を電話連絡し指示を仰ぎ目の問題処理をした後、速やかに文書報告を行う。

エ 不登校重大事態の疑いがあると判断された場合

いじめが原因と疑われる欠席が30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、関係生徒への聴取等に着手し、教育委員会の指示のもと、学校が主体となり調査を行う。（事案によっては教育委員会が主体となり調査）

※いじめ防止対策推進法第28条第1項二より

④家庭、地域及び関係機関等との連携

ア PTAとの連携、家庭への啓発

- ・ PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用して、いじめの防止等における家庭の役割や、生徒がいじめを行うことのないよう指導すること等について、家庭への啓発を行う。

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合、学校や関係機関等へ情報提供してくれるよう支援・連携を求める。
- ・ 魅力ある学校づくり地域協議会などの地域団体との連携を図り、見守り活動やあいさつ運動など、地域総ぐるみによる見守り体制について支援・連携を求める。

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合、被害者の意向にも配慮した上で警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組

組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに、本校の取組について、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめの防止等について家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめの防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ防止等対策委員会」において定期的に点検したり、本市の「うつのみや学校マネジメントシステム」の共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて取組内容や取組方法を改善する。